

香川県表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

香川県知事 真 銅 武 紀

香川県規則第100号

香川県表彰規則の一部を改正する規則

香川県表彰規則（昭和30年香川県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(表彰) 第1条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、表彰を行わない。 (1) 罰金以上の刑に処せられた者 (2) 破産者で復権を得ないもの (3) 団体であって、その長又は代表者が前2号のいずれかに該当するもの (4) 前3号に掲げるものに準ずるものであって、知事が表彰することが適当でないと認めるもの	(表彰) 第1条 略
(表彰の方法等) 第3条 略 2 知事は、第1条第1項の規定により表彰を行うこととしたもの（以下「被表彰者」という。）の氏名又は名称及び事績を公示する。	(表彰の方法等) 第3条 略 2 知事は、第1条の規定により表彰を行うこととした者（以下「被表彰者」という。）の氏名又は名称及び事績を公示する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。